

新所得連動返還型奨学金制度について

「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」

平成25年4月に文部科学省により設置された「学生への経済的支援の在り方検討会」で検討を開始。
その後、平成27年9月に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」において具体的に検討中。

第一次まとめ(素案)において方向性が示された事項(平成28年2月時点)

- (1)対象とする学校種・・・高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院
- (2)奨学金の種類・・・無利子奨学金から先行的に導入
(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)
- (3)奨学金申請時の家計支持者の所得要件・・・申請時の所得要件は設けず、全員に適用可能とする
- (4)貸与開始年度・・・平成29年度新規貸与者から適用
- (5)返還を開始する最低年収・・・年収0円から返還開始
- (6)最低返還月額・・・2千円～3千円
- (7)返還猶予の申請可能所得及び年数・・・申請可能所得は年収3百万円以下、申請可能年数は通算10年。(又は15年)
(災害・傷病・生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間は無制限)
また、奨学金申請時に家計支持者の年収が3百万円以下の者については、申請可能年数を制限なしとする
- (8)返還率(所得に対する返還額の割合)・・・9%又は10%
- (9)返還期間・・・返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで
- (10)所得の算出方法・・・課税対象所得＝給与等収入－所得控除
- (11)個人主義又は家族主義(返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方)
・・・返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出がありかつ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、新所得連動返還型による返還を認めることとする
- (12)保証制度・・・原則として機関保証
- (13)返還方式について・・・新所得連返還型及び定額返還型のいずれの返還方式とするか、入学時に学生が選択し、卒業まで変更可能とする

第一次まとめ(素案) 今後検討すべき事項

〔新所得連動型制度について〕

- ①貸与総額の上限設定
- ②貸与年齢の制限
- ③学生等への周知方法・内容
- ④海外居住の所得の把握・返還方法
- ⑤有利子奨学金への導入に係る検討
- ⑥デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し
- ⑦既に返還を開始している者等への適用

〔奨学金制度全般について〕

- ①割賦月額及び返還期間の検討
- ②返還期間における一定期間経過後の返還免除制度
- ③返還金回収における徴収方法
- ④授業料減免、給付型奨学金及び予約型返還免除に関する検討
- ⑤民間奨学金事業団体との連携及び返還終了者等による事業貢献の促進

制度実施に向けた今後の予定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
所得連動返還型奨学金制度有識者会議 「新たな所得連動返還型奨学金制度の 創設について」	(2月10日～23日) 第一次まとめ(素案) パブリックコメント実施	(3月頃) 第一次まとめ とりまとめ	(夏頃) 最終まとめ とりまとめ
新たな所得連動返還型奨学金制度		(4月) 予約採用募集開始	(4月) 貸与開始(予約採用者) 在学採用募集開始

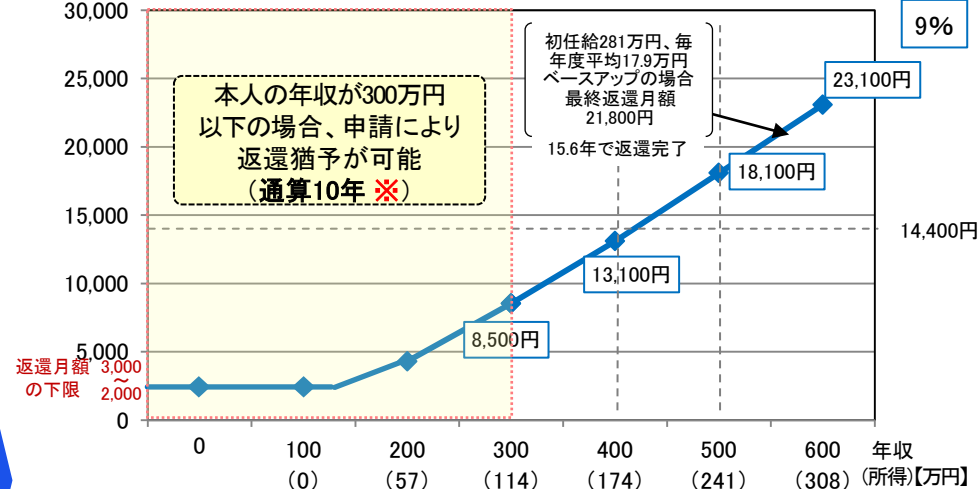
(参考)新所得連動返還型奨学金制度(検討素案)

返還のモデルケースとして、無利子奨学金の私立自宅生の貸与額(貸与総額259.2万円、貸与月額5.4万円、貸与期間48月)を設定

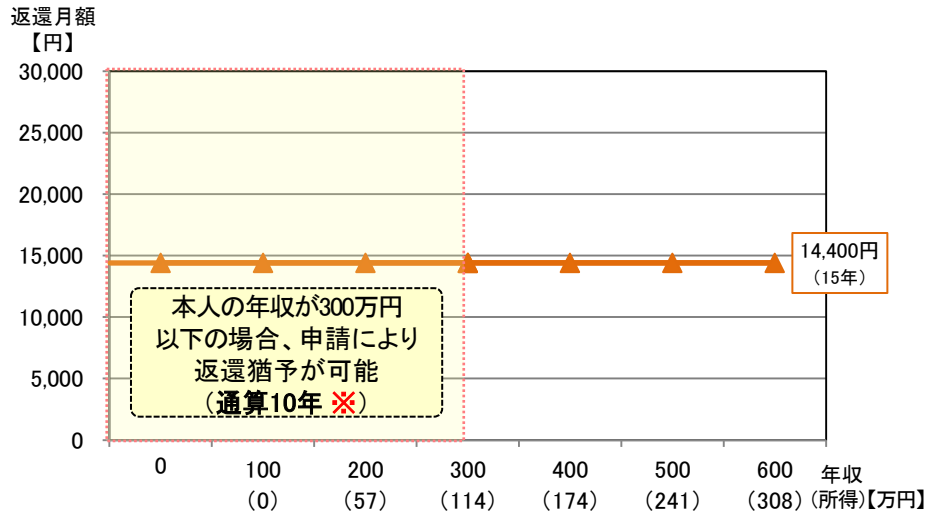
新制度

○新所得連動返還型

無利子奨学金から先行的に導入
(有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討)



現行制度



※ 奨学金の申込み時に、家計支持者(保護者等)の年収が300万円以下の場合、返還猶予の期間制限なし
【現行の所得連動返還型無利子奨学金制度による措置】

○定額返還型

学生は、申込み時に返還方法を選択

